

～平成20年度定例監査結果公表～

地方自治法第199条第1項及び第4項ならびに大崎町監査委員条例第4条の規定に基づき、平成20年度会計に係る定例監査を実施したので、その結果を同法199条第9項ならびに同条例第8条の規定により、次のとおり報告し公表する。

1 監査の対象

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 経営に係る事業の管理
- (3) 備品の管理状況



▲ビーチスポーツ専用競技場シャワー棟

2 実施日程

町長部局、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会について、平成21年1月14日から平成21年2月26日まで実施

3 監査結果および意見

(1) 財務に関する事務の執行について

平成20年度の事務に関する事務事業が、経済的、効率的に実施されているかを主眼とし、法令および条例等の定めに従って事務処理がなされているかを監査した。

監査の結果、各会計とも予算の効率的執行により計画された事務事業については、所期の目的を達成しており、健全な財政運営がなされていると認められる。

工事請負費については、抽出により現場監査を実施したが、設計書に基づき適正な工事執行がなされていると認められた。

(2) 経営に係る事業の管理について

水道事業の経営については、健全経営がなされていると認められる。

今後も、なお一層の経営合理化を図りながら、事業の使命である安全かつ安い水の安定供給に最善の企業努力をされたい。

(3) 備品の管理状況について

平成19年度購入の備品について、現物確認と管理利用状況を監査した結果、全般的によく管理運用がなされていた。

備品は、町の財産のひとつでもあるので、現物を常に把握し有効利用すると共に不要な物は廃棄処理を行うなど適正な管理に努められたい。

(4) その他

事務処理において依然として不備が見受けられたので、伝票や契約書等の書類作成の際は、十分注意しながら正確な処理を心がけられたい。また、監査の過程で指摘されたものについては、厳重に注意を払い、同じ過ちを繰り返すことのないよう、留意されたい。

平成21年2月26日

大崎町監査委員 四本庸一
// 長重充輝